

(資料)

鹿児島地裁における裁判員裁判 (2016年)

小 栗 実

本稿は、鹿児島地裁で行われた裁判員裁判の記録である。2009年11月に開始されて以来、合計108件が行われたことになる。この1年間に、11件の裁判員裁判が行われた。本稿では、2016年1月から12月までの間の【判決98】から【判決108】までを紹介し、その特徴について検討している⁽¹⁾。

裁判員裁判の内容については、南日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の鹿児島地方版の記事から引用・参照したものが多いが、都合のついた場合には、実際に法廷を傍聴して、見聞きした内容も説明に加えられている。2016年は11件中9件の裁判員についてその一部を傍聴した。叙述の中に、裁判員の男女構成が書かれている裁判は、傍聴して裁判員の顔ぶれから確認した。20代、30代等や若者世代・中年世代・高齢者世代等、裁判員の世代ごとのおおまかな年齢区別もできなくはないが、公表されておらず、あくまで私的な印象なので省くことにした。

一 2016年の裁判員裁判

■【判決98】 強制わいせつ致傷事件 (男性・64歳)

被告人は、2015年6月2日午後3時半ごろ、鹿児島県内の女性(60代)の家に入り、椅子にすわっていた女性を床に転倒させ、右足骨折など約2か月の大けがを負わせ、みだらな行為をした容疑で起訴された。

1月26日(火曜) 第1回公判(開廷)

検察官は、被告人は路上で飲酒していたところ、偶然知り合いの知人が通りかかったので、わいせつな行為をしたくなり、被害者の自宅に行き、犯行に及んだ、と冒頭陳述した。また検察官は、犯行の半月前に、被告人は、被害者と知り合った翌日にも被害者の自宅を訪れ、無理矢理わいせつ行為をしたと陳述

した。

被告人は起訴事実を認めた。

1月27日（水曜） 第2回公判（求刑）

検察官は、力の差を利用して欲望のおもむくままに、暴行を加えて、わいせつ行為を繰り返した悪質な犯行であるとして、懲役7年を求刑した。

弁護人は、飲酒の影響があったと寛大な判決を求めた。

1月28日（木曜） 判決

富田裁判長は、これまで酒を飲んだ上で、わいせつ行為を含む犯罪を繰り返してきた。服役後わずか2ヶ月ほどで、今回の犯行に及んだことは、相当厳しい非難が向けられるべきだとして、5年の懲役刑に処す判決を言い渡した。

■【判決99】 強姦致傷事件（男性・66歳）

被告人は、2015年9月3日未明に、鹿児島市内のスーパーの外にある休憩所のベンチで横になっていた60代の女性に近寄り、陰部等を触り暴行し、抵抗されると顔を数回殴るなどして約1週間の傷害を負わせたとして、9月24日起訴された。

被告人は、8月20日午前3時ころ、県内の無職女性（90代）宅に侵入し、女性に乱暴しようとした疑いで9月28日に再逮捕されている。

2月8日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性2人、女性4人。

被告人は起訴事実を認めた。

検察官は、被告人は抵抗できない入院中の高齢者を襲おうと考えて夜間に侵入できそうな病院を徘徊したが、果たせなかったため、帰宅途中に、ベンチに横になっていた女性を見かけて犯行を決意したと冒頭陳述した。

2月9日（水曜） 第2回公判（求刑）

女性の口をふさぐための粘着テープをあらかじめ購入しておいたなど計画的な犯行であり、危険な暴行と悪質なわいせつ行為を加えて、乱暴する意思は強かったとして、検察官は懲役8年を求刑した。

弁護人は、中等程度の知的障害の影響を否定できないとして寛大な判決を求めた。

2月16日（火曜） 判決公判

裁判長は懲役6年を言い渡した。粘着テープをあらかじめ犯行に使うために購入しておくなど、強い欲望を実行に移した計画的な犯行であり、刑務所を出所後、2ヶ月あまりで安易に犯行に及んでおり、性的欲求を伴う犯罪傾向は根深いと判決は述べた。

■【判決100】 強盗致傷、逮捕監禁致傷、強盗、窃盗事件（女性・31歳）

2014年5月10日午後4時45分ごろ、犯行グループが出水市にあったパチンコ店で、売上金を運んでいた男性従業員（当時23歳）の右腕を包丁のようなもので切りつけ、約2ヶ月の大けがを負わせて、現金1359万円が入ったショルダーバッグを奪った事件（「鹿児島事件」）の共犯として、2014年8月7日に他の8人と一っしょに起訴された。被告人は、この「鹿児島事件」の他に「東京事件」「横浜事件」「宇都宮事件」に関わっていた。

被告人は、この4つの事件の首謀者格A（同じ事件で当時起訴拘留中で、【判決108】の被告人）と同棲していたが、Aから誘われて、犯行に加わった。被告人は、犯行予定のパチンコ店の事前の下見、逃亡用の車の提供・手配、現金の運搬、現地におもむくための航空券の手配などを行った。そして、犯行後、報酬として約230万円を受け取っていたとされた。

2月24日（水曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性4人、女性2人。

被告人は起訴事実を一部否認し、自分はこれらの事件に従属的な役割しか果たしておらず、幫助罪にとどまると主張した。

検察官は、被告人は共同正犯にあると主張した。

2月25日（木曜） 第2回公判

2月26日（金曜） 第3回公判

2月29日（月曜） 第4回公判

3月1日（火曜） 第5回公判

3月2日（水曜） 第6回公判

3月3日（木曜） 第7回公判（求刑）

検察官の論告は、i) 被告人が犯行に加わった経過、ii) 犯行グループへの

帰属の程度、iii) 被告人が果たした役割、iv) 受け取った報酬等からして、被告人は共同正犯に当たるとした。被告人の犯行目的は金目当てであり、自分の子どもをあずけてまでして九州・出水に出向き犯行に参加している。グループの中では現金の運搬役をするなど主要な共犯者とみられていた。運搬役になったのは女性の運転であれば、検察による検問にひっかかりにくいと考えられたためである。この犯行は、役割分担をした組織的・計画的な犯行であったと主張した。

量刑については、被告人は別の事件で保釈中に「東京事件」「宇都宮事件」に関与し、執行猶予の確定判決を受けた直後に「横浜事件」「鹿児島事件」に関与したなど、法を守る意識がないことが刑罰を重くすべき事情であると述べた。そして、検察官は、「東京事件」「宇都宮事件」につき懲役3年、「横浜事件」「鹿児島事件」につき懲役7年を論告求刑した。

3月10日（木曜）判決

判決は、「東京事件」「宇都宮事件」につき懲役2年6か月、「横浜事件」「鹿児島事件」につき懲役6年の合計8年6か月の懲役刑を言い渡した。未決勾留の500日を刑に算入した。

被告人は、この4つの事件のうち「東京事件」「宇都宮事件」に関与した後に、別の窃盗事件で執行猶予の確定判決を受けたので、「ある罪について禁錮以上の刑に処する確定判決があったときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。」との刑法45条に基づき、2つの事件ごとに分けて刑罰が言い渡された。

一番の争点は、被告人の犯行が、共同正犯にあたるか、幫助罪にとどまるか、という点にあった。判決は、この4つの事件で被告人がどのような役割を果たしたかを検討した。まず「宇都宮事件」では、同棲していたAから誘われて、犯行の打ち合わせに参加し、犯行経路をあらかじめ確認し、実際の犯行現場では犯行実行役への合図役を果たした。犯行グループは奪った現金を車を乗り継いで逃亡・運搬する「リレー方式」をとったが、被告人は「リレー」の最後の車の運転を担当した。その車の中で盗んだ金の分配を主犯者Aらと行い、100万円の報酬を受け取った。「横浜事件」では、犯行の打ち合わせに参加し、犯行予定のパチンコ店への下見に同行した。「鹿児島事件」では、犯行グループ

の航空券等の手配をし、奪った金を入れたリュックサックを受け取り、新幹線によって、福岡へ向かい、福岡市内のホテルで奪った金を計算して、分配した。

被告人は金の強奪そのものにはたしかに関与してはいないが、この犯行には事前の綿密な準備が必要であり、犯行が首尾良くいくためには下見も事件の実行にとって重要なものだったこと、奪った金の計算や分配はまさに犯行の仕上げというべきもので、犯行に不可欠な行為だったこと、車の運転現金の運搬をしたのも女性ならば警察から見つかりにくいという予想の上での行為であり、グループが犯行をやりとげるために重要な意味をもっていたこと、主犯者Aから犯行への誘いをうけたのは「鹿児島事件」の前の日だったが、「子どもの面倒をみてくれる人がいれば」の条件付きで引き受け、ただちに知人に子どもをあずけて、犯行に東京から鹿児島までかけつけていること、犯行の報酬を得ることで生活を楽にして、Aや子どもと暮らしたいと考えていたこと等を認定して、被告人の役割がどのように評価できるのかについて、被告人の事件の関与は消極的なものにすぎないとはいえず、犯行への寄与についても自分の重要役割を認識していたとして、共同正犯にあたるとした。

判決の認定事実は、検察官の起訴事実どおりであった。

刑を決めた理由として、被害者に与えた傷害の大きさ、奪った金の多さ、有罪判決を受けたにもかかわらず日を置かないで犯行に及んだこと等が考慮された。

判決の朗読ののち、富田裁判長が、裁判員と裁判官から被告人に向けて話しておきたいこととして、服役期間は短くはないが、社会復帰に向けて準備をし、自立する大切さを考えてみてください、あなたにはお子さんが3人いるが、簡単ではないけれど、お子さんとの関係をどうつないでいったらよいか、手紙を書くなどしてその関係を続けていってほしい、と説諭した。

■【判決101】 強盗致傷事件（男性A・52歳、男性B・42歳）

2人の被告人は、他の7人と共謀して、2014年5月10日夕刻、鹿児島県出水市のパチンコ店で、売上金を運んでいた男性従業員（当時23歳）の右腕を包丁のようなもので傷つけて約2か月の大けがを負わせ、現金1359万円を奪った容疑で起訴された（「鹿児島事件」）。【判決96】で裁かれた3人の被告人、【判決

100】で裁かれた被告人、**【判決103】**で裁かれた被告人、**【判決108】**で裁かれた被告人と同じ犯行グループである。被告人らは横浜市のパチンコ店で売上金を奪った「横浜事件」にも関与した容疑でも起訴されている。

3月11日（金曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。

2人の被告人は起訴事実を一部否認し、実行犯を手助けしたにすぎず、幫助罪にとどまると主張した。

検察官は、被告人らは下見や逃走車両の準備などを担当し、現金を奪う計画の中で果たした役割は重要であるから共同正犯にあたると主張した。

3月14日（月曜） 第2回公判

3月15日（火曜） 第3回公判

3月17日（木曜） 第4回公判

【判決96】で裁かれた主犯格の男が、証人として証言した。かなり饒舌な感じで証言したのが印象的だった。かつての仲間であった被告人の犯行について、被告人たちを擁護するでもなく、犯行の実際を細かく述べていた。

3月18日（金曜） 第5回公判

3月22日（火曜） 第6回公判

3月23日（水曜） 第7回公判（求刑）

検察官は被告人A、被告人Bに対して懲役8年を論告求刑した。

弁護人は、被告人らは「横浜事件」では報酬をもらっておらず、ドア開閉役の効果は乏しかったとして幫助犯を主張した。

3月29日（火曜） 判決

判決が認定した事実によれば、被告人Aは、「横浜事件」ではパチンコ店の中で客を装って偵察し、逃亡する窃盗実行役を逃がすために自動ドアをあらかじめ開ける役をにない、「鹿児島事件」では、事前にレンタカーや包丁、変装用具等を手配し、下見に行き、逃亡のための「リレー方式」で3台目の車の運転手役をになった。被告人Bは、「横浜事件」では事件現場となったパチンコ店へ自動車を運転し、現場近くで待機した逃亡用の2台目の運転手役を務めた。「鹿児島事件」では、下見に行き、2台目の車の運転手を務めた。

判決は、被告人A、Bともに幫助罪をみとめず共同正犯であると判断し、と

くに「鹿児島事件」での関与を重くみて、被告人Aに7年の懲役刑を言い渡した。被告人Bには、被害者との間で示談が成立したことなども考慮して、6年の懲役刑を言い渡した。

最後に、「裁判員からの説諭です」として、「3週間いっしょに裁判をする中で言いたいことがあります、しっかりと更生して、犯罪はこれを最後にしてほしい、戻ってきて人生をやり直し、社会に貢献する人になってほしい」と冨田裁判長が述べた。

■【判決102】 強姦致傷及び住居侵入事件（男性・41歳）

被告人は、2015年2月26日夜、鹿児島市内のマンションに侵入し、30代女性に乱暴しようとして背後から腕で首を絞めるなどして、約1週間の傷をおわせた容疑で起訴された。

5月18日（水曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は、女性を強姦する意思はなかったと起訴事実を一部否認し、弁護人は傷害罪にとどまると主張した。

5月19日（木曜） 第2回公判

5月20日（金曜） 第3回公判

被告人質問が行われた。被告人の受け答えを聞いていて、なにか他人事のように犯行を語って、通常の犯罪者とはずいぶん異なる印象をうけた。たとえば「反省しているか」と質問されて、「なんで、やったんだという気持ちがでてこない。やりすぎたなという感情。自分でも反省しているのかわからない」とか、「ストーカーをこじらせての強姦事件だと検察官に思わせたい、検察をコケにしたいと思った。しかし、わざわざ仕事を休んで来てくれた裁判員をコケにするのは申し訳ない」とか証言して、話しのつじつまが合わないことが多く、その真意を理解することが難しい。犯行前には、自宅にひきこもり、一日中ゲームをしていることもあったようだ。被告人は広汎性発達障害をもっていることが弁護人等の発言からわかった。

犯行の動機も、母親といっしょに暮らして、母親の生活態度が許せず、なんとして家を出たいと思い、刑務所に行きたかったというものだった。母親が、

のぼり旗のようなものをどこからかもってきて、それで服を作ろうとしていたので、ぷつんと切れた(?)などという証言だった。

一方、性的犯罪や性的なAV、デジタル映像等については、そのこだわりは異常なものを感じさせ、犯行について「刑罰を考えたことは？」と聞かれて、通常の人が使えない姦淫行為ということばをつかって、被害者に対して「姦淫行為があれば懲役15年くらい、なければ7年くらいか」と答えたり、「被害者のマンションをどうやって突き止めたのか」と聞かれて、「被害者の自転車にGPSを仕掛けて、新しいマンションをつきとめた、被害者が帰ってくるのを待ち伏せて、どの部屋の明かりが着くか、エレベーターが何回で止まるか調べた、別の日にそのマンションに潜んでいて、被害者がエレベーターから降りてきて、ドアを開けて、部屋に入るのを見て、確認した」と答えたりと、異様とまでいえるストーカー的のこだわりを示していた。

5月23日(月曜) 第4回公判(求刑)

検察官は、ストーカー行為を2年以上続け、事前に詳細な計画を立てるなど明らかに乱暴目的だったとして、懲役5年を求刑した。

弁護人は、被害者を強姦する意思は被告人にはなく、傷害罪にとどまるとして、懲役刑が妥当だと主張した。

5月26日(木曜)判決

富田裁判長は、被害者に対して性的意図を推測させるわいせつ行為にまで及んでいない、暴行に着手した時に強姦する犯罪意図があったことは間違いないとまではいえない、と述べ、強姦致傷罪ではなく、弁護人の主張通り傷害罪を適用し、1年6か月の懲役刑、但し保護観察付き執行猶予4年の判決を言い渡した。

■【判決103】強盗傷害、強盗、窃盗事件(男性・28歳)

【判決96】【判決100】【判決101】【判決108】で裁かれた一連のパチンコ店での売上げ金強盗にかかわる「鹿児島事件」「横浜事件」「宇都宮事件」に関わっていた犯行グループに対する裁判員裁判である。

被告人は、2014年5月10日午後4時45分ごろ、9人の犯行グループとともに、出水市にあったパチンコ店で、売上金を運んでいた男性従業員(当時23歳)の

右腕を包丁のようなもので切りつけ、約2か月の大けがを負わせて、現金1359万円が入ったショルダーバッグを奪った（「鹿児島事件」）。被告人はけがを負わせた実行犯であった。

7月21日（木曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性1人、女性5人。

被告人は起訴事実を認めた。

7月22日（金曜） 第2回公判

7月25日（月曜） 第3回公判

7月26日（火曜） 第4回公判

7月27日（水曜） 第5回公判（求刑）

出水市のパチンコ店の店員で、被告人に包丁で切りつけられた被害者の意見陳述が行われた。被害者は被害者参加制度を利用して、検察官席に座り、そこで起立して陳述した。

傷害を負った右腕は今でも感覚がなく、仕事には戻ったが、接客対応していると恐怖感にかられたり、あの事件が思い出されてしまいPTSDに悩んでいる。休職を余儀なくされた。被告人を許すことはできない。心と身体をかえしてほしい。

その後、検察官が論告求刑に入り、被告人に懲役12年を求刑した。

強盗傷害罪の事実があったことは双方に意見の違いはないが、被害者の右腕を包丁で切りつけた行為について、けがをすることが確実と考えていた「確定的な故意」があった。量刑については、犯行がグループによる組織的な犯行であり、グループ内で強奪した金品を何人かで「リレー方式」として運搬するなど役割分担がなされていたこと、奪われた金品が総額6343万円に及ぶなど被害結果が重大であり、鹿児島事件では傷害まで負わせている危険な犯行であったこと、被告人は包丁を持参するなど実行役を務めた共同正犯であることから懲役12年が相当とした。

一方、弁護人は懲役6年が相当と主張した。

被告人は犯行計画の全体像を知らなかったし、グループの共犯者の名前も、犯行に加わるように頼んできた一人以外知らなかった。受け取った報酬はわずかに10万円にすぎず、強奪した金額の総計からすればわずかな金額にすぎない。

包丁も他のメンバーが準備したもので、傷害行為は被告人だけの責任ではない。包丁は威嚇用にもっていただけで偶然に被害者にあたったにすぎず、右腕への傷害には「確定的故意」はなく、深さ7～9センチ、長さ6センチの刺し傷であったという医師の証言からは被告人の意図まではわからない。主犯格の共犯者が懲役13年、被告人を犯行に誘った共犯者が懲役10年である（【判決96】）ことと比べて、一味に積極的に加担したとはいえず、誘われて指示に従っただけの被告人には、それ以下の刑が相当である。

8月1日（月曜） 判決

判決は、計画的な犯行で、被害金も多額である、従業員の右腕を刺して重傷を負わせ、日常生活に支障を生じさせるなど結果は重大であるとし、9年の懲役刑を言い渡した。

■【判決104】 住居侵入、強盗殺人未遂事件（男性・52歳）

被告人は、2016年1月18日午後6時すぎ、鹿児島市内の女性（当時82歳）宅に、来客を装って、玄関から家に入り、女性の頭を鉄製ハンマーで多数回なぐり、全治約4週間のけがを負わせ、現金約4万円と商品券11枚（額面1万1千円）を奪った容疑で、2月10日起訴された。

10月12日（水曜） 第1回公判（開廷）

検察官は、自宅からハンマーを持ち出し、ゴム手袋をつけて室内を物色するなど犯行は計画的であった、被害者が動かなくなるまで殴っており強い殺意があったと、冒頭陳述した。

被告人は、金を借りる目的で被害者を訪ねたのであって、訪問する前は殺害や強盗の意思はなかったとして犯罪の計画性を否定し、起訴事実を一部否認した。

10月13日（木曜） 第2回公判

10月14日（金曜） 第3回公判（求刑）

検察官は、相当に強い殺意をもって計画的に行った犯行で、被害者は死亡する可能性があったとして懲役18年を論告求刑した。

弁護人は、お金を借りに行っただけで、突発的に起こした犯行で、明確な殺意が当初からあったわけではないとして、懲役10年程度の刑が妥当と最終弁論した。

10月19日（水曜）判決

判決は、金を借りる目的で被害者を訪ねたとの被告人の主張を認めず、金を借りる目的ならばハンマーを持参する必要はなく、被害者宅を訪ねる前から殺害し、金品を奪う意図があった、被害者は出血性ショックになるなど死亡する可能性は極めて高かったとして、16年の懲役刑を言い渡した。

■【判決105】強姦致傷及び強姦未遂事件（男性・42歳）

被告人は、4つの強姦致傷、強姦未遂の容疑で起訴された。A事件（法廷では4つの事件をA事件、B事件、C事件、D事件と区別して呼んでいた。）は2011年4月15日、B事件は2011年5月9日、C事件は2012年7月24日、D事件は2014年7月28日に起きた。最初のA事件の発生からすでに4年をこえて、2015年11月までなかなか犯人の手がかりが見つからなかったが、D事件で犯行現場に残された証拠品から指紋が検出され、交通事故違反者の指紋と照合することによって、警察は被疑者を割り出した。被疑者からDNAの提供を受けて、A事件、B事件、C事件、D事件での証拠品に残されたDNA鑑定の結果、一致したので、2015年11月逮捕された。

10月24日（月曜）第1回公判（開廷）

裁判員は男性1人、女性5人。

被告人は起訴事実をおおむね認めたが、D事件については、現場は男性の通行人がいて、女性が強姦される危険は生じておらず、女性の胸を後ろから右手でつかむなどした強制わいせつ罪にとどまると弁護人が主張した。

10月25日（火曜）第2回公判

検察官が統合捜査報告書、被告人の供述調書などの証拠を提出、朗読した。

10月26日（水曜）第3回公判

10月27日（木曜）第4回公判

10月28日（金曜）第5回公判（求刑）

被告人質問が続けられ、裁判員が質問した。6人の裁判員のうち、5人が質問した。「仕事や家、PTAでのトラブルによるストレスが犯行の背景ということだったが、トラブルがなければ犯行に及ばなかったのか?」「再犯の可能性はあるのか?」「『殺すぞ』と脅しているが、本当に殺す気持ちはあったのか?」

「B事件では、デジタルカメラで被害者女性の裸の写真を撮影しているが、映像はみたのか?」「2010年の最初の強姦事件の後に反省しなかったのか?」「被害者に対して謝罪の気持ちがあるのか?」などの質問が出た。

その後、検察官による論告求刑が行われた。検察官は20年の懲役刑を求刑した。

D事件の事実関係については、強い強姦の意思があり強姦罪の着手が成立する。量刑について、A事件、B事件は姦淫にまで及んだ強度のわいせつ行為であり、C事件も姦淫にまでは及ばなかったが、首をしめ、ズボンを脱がそうとした。被害者の絶望感・屈辱感・恐怖感は甚大なものがあり、被害者女性は自殺を図ろうとするほどの精神的打撃を被った。ゆがんだ欲望から若い女性を襲った無差別で連続的な犯行であり、強い非難に値する。

それに対して、弁護人は、D事件について、殴打行為がなく助けを求めようとすればできた、抵抗するのがむずかしいという状況ではなかった、被告人は強姦できなくてもわいせつ行為ができればいいと考えていて姦淫する現実的な危険はなかった等を理由に、D事件については強姦未遂罪は成立せず、残りのA、B、C事件と合わせて懲役14年が相当と最終弁論した。

被告人は「人としてとりかえしのつかないことをしてしまった。被害者の心の傷は一生消え去ることはなく、あのとときの恐怖をこれから一生背負っていくことになる。このことを忘れずに生きていく。二度としないと誓います」と発言し、最後に証言台の脇で、土下座した。

11月1日（火曜）判決

強制わいせつ罪にとどまると弁護人が主張したD事件について、判決は、被告人はA、B、Cの事件と同様に、女性を襲って暗がりに入れて行き強姦するという計画を立てた上で、背後から女性を襲ったのであり、強固な犯行の意思をもってたと認定して、強姦罪の着手を認めた。その上で、身勝手な動機から、3年3か月あまりの間に4件の卑劣な犯行を繰り返したことについては極めて強い非難が向けられるべきとして、懲役19年の刑を言い渡した。

■【判決106】 殺人事件（男性・65歳）

被告人は、2008年11月8日、鹿児島市内の集合住宅で、ひどい認知症を患っ

ていた実母（当時81歳）の首を自宅のベッド上でロープで絞めて、殺害しようとした。被告人はその場で自分の胸を刺して自殺をはかったが果たせず、傷を負ったまま車で外出しようとしたが、他の家の壁に衝突、傷を負った。かけつけた消防官に「自分は母を殺した」と話したことから、自宅でぐったりしている母親を消防官が発見し、病院に搬送した。実母は3日後の11日に窒息による低酸素脳症で死亡した。

しかし、事件後、被告人が精神科の病院に入院したこともあって、事件は立件されることなく、2015年10月になって、警察の内部調査から約7年間放置されていたことがわかり、2016年3月になって起訴された。

11月7日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性4人、女性2人。

被告人は背広姿で出廷。保釈されていたので、普通に傍聴用の扉から入廷した。起訴事実を認めたが、「自分の主張は弁護士さんが話す」と述べた。弁護人は、事件が7年間放置されていたことから、免訴をいいわたすべき事案であり、仮に公訴が提起されるとするならば、被告人は犯行当時、心神耗弱の状態にあったので減刑されるべきであると主張した。

検察官は、免訴の主張に対しては、この事件は担当した警察官が事件の引き継ぎを忘れてしまったことによるもので、このまま免訴にしたら、罪を認めないことになってしまう。この事件は、被害者が死亡した悪質な犯罪で、相当の非難を受けるべきものと主張した。

双方が主張した後、裁判長が今後の公判の方針を述べた。公訴事実と殺人罪の成立には争いがないとした上で、免訴にすべきかどうかは、裁判員法により裁判官が判断する事柄ではあるが、裁判員に意見を聴いた上で、裁判官が判断する。情状については、うつ病を発症していて判断能力が著しく欠けていたかどうかを調べ、証人には、犯行当時、現場の自宅にいた姉、警察官、精神科医を呼ぶとした。

11月8日（木曜） 第2回公判

犯行当時、事件を担当していた鹿児島県警の元警察官（事件当時は中央警察署刑事第一課課長代理）の証人尋問が行われ、7年間にわたって捜査を放置した理由が問われた。

元警察官は、以下のように述べた。

事件のことを忘れてしまっていたことが原因である。昨年10月になって、県警本部から連絡があり、気がついた。2008年事件当時、捜査主任として現場におもむき、捜査を行い、写真撮影・証拠品の押収・鑑識・近所への聞き込み等を行ったが、犯行後、事故を起こした被告人が入院し、臨床尋問では十分な話しは聞けなかった。その後、被告人が精神科の病院に転院したため、翌年1月に病院に問い合わせたところ「当分は無理でしょう」と言われ、話しがきける状態ではないと判断した。同年1月に自分が2週間ほど肺炎で入院してしまった。病院からも家族からも連絡がなく、被告人が退院したことも知らなかった。自分が退院した後も、年間100件近くの事件を扱い、日常の仕事に追われて、忘れてしまった。異動のさい、担当事件の一覧であるA4サイズで2～3枚程度の「引継ぎ書」を後任に渡すことになっており、「未決」と記載しなくてはならなかったが、本件を記載するのを忘れてしまった。後任の担当官はこの「一覧表」に書いてなければ、事件の把握は難しい。わかっている放置したのではない。ご迷惑をおかけして、すみませんでした。

11月9日（金曜） 第3回公判（求刑）

検察官は、介護生活への不安から短絡的に犯行に及んだとして、懲役4年を求刑した。

弁護人は、県警の事件の引き継ぎミスで捜査が約7年間放置されたことで、憲法が保障する「迅速な裁判を受ける権利」を侵害されたとして、裁判を打ち切る免訴の判決を求めた。免訴でないとすれば、犯行当時、被告人は心神耗弱状態にあったことから執行猶予付きの判決にすべきだと主張した。

11月14日 判決

判決は、弁護人の免訴の主張を退け、被告人に対し懲役3年執行猶予4年の刑を言い渡した。免訴の論点については後掲「二 2016年の裁判員裁判の特徴」の(6)(iii)を参照。

「量刑の理由」として、判決は、被告の犯行の「危険性や悪質性は、同種事案の中で中間からやや重い部類に属する。」しかし、「犯行当時うつ病の影響で意識野が狭窄しており、被害者の介護に関し、実姉など他に頼る手段があることに気づくのも難しかった。犯行に至る経緯や動機には酌むべき事情が多分に

あり、「本件は、単独犯による殺人1件で、被害者が親であり、被告人に前科がないという類型の中で……軽い部類に属する事実といえ、執行猶予を付すことも社会的に十分許されるものといえる」として、懲役3年執行猶予4年の刑を言い渡した。

■【判決107】 殺人未遂事件（女性・32歳）

2016年2月2日午後8時すぎ、自殺を図ろうとした被告人は、自殺の道連れにするために、自宅で長男（当時、小学生10歳）に多量の睡眠薬を飲ませて殺害しようとして、急性薬物中毒にさせた疑いで起訴された。

11月25日（金曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性4人、女性2人。

被告人は保釈中で、手錠などかけられることなく普通の私服で入廷し、自殺を手伝っただけだと、起訴事実を一部否認した。弁護人は、無理矢理、睡眠薬を飲ませてはならず、長男は自分からすすんで睡眠薬を飲んだなどとして、自殺幫助未遂罪にとどまると主張した。

検察官は、母親から一緒に自殺しようと迫られた長男は、自殺以外を選べない状況にあったと冒頭陳述した。

11月28日（月曜） 第2回公判

11月29日（火曜） 第3回公判

11月30日（水曜） 第4回公判（求刑）

検察官は、母親から一緒に自殺するか選択を迫られた長男は、母親を失う恐怖感から自殺以外は選べない精神状況に陥っていたとして、殺人未遂罪の適用を主張し、懲役4年を求刑した。

一方、弁護人は自殺幫助未遂罪にとどまり、懲役1年執行猶予3年が妥当と主張した。

12月9日（金曜）判決

判決は、3年の懲役ただし執行猶予4年の刑を言い渡した。執行猶予期間中、保護観察に付することも言い渡された。

被告人はパーソナリティ障害をもっていて、事件当日、交際相手との口論で傷つき、10歳の子どもが託児施設（学童保育）に行きたいと泣きさけび、託児

施設に行ってしまうとパニック状態におちいり、自殺しようと考えた。睡眠薬を購入してきて、自分の分と子どもの分をそれぞれ分けて用意した。子どもに携帯電話で「今から自殺する」「ママはいなくなる」「どこかへ行ってしまう」「自宅に帰ってくるように」などというメールを送った。帰宅した子どもが「いやだ」と言ったのに対して「自分といっしょに死ぬか、それとも、おばあちゃんといっしょに暮らすか、決めなさい」「あたなも私といっしょに死ねる」などと迫り、子どもが睡眠薬を飲んで、死ぬことを選ばせた。子どもは睡眠薬を飲み、昏睡状態になった。睡眠薬から醒めて、子どもが嘔吐していることに気がついた被告人は救急車を呼び、子どもは命は取り留めたが、22日間の加療を要する急性薬物中毒及び誤嚥性肺炎という傷害を負った。

子には睡眠薬を飲む以外の他の選択をする余地はなかった、被告人には殺意が認められるので殺人の実行行為に及んだとみるべきであって、結果的に、殺人未遂罪が成立する。

量刑については、子は死に至る危険性が高かったが、障碍の影響でパニック状態にあり、計画的犯行とはいえず、ぐったりした子を見つけた被告人はみずから119番通報し、吐かせるなどの救命措置をとったこと、前科がなく、反省の態度をしめしていること等から執行猶予をつけるべきである。

また、被告人には更生に向けた環境が整っているとはいえ、十分とはいええない不安が残っているので、保護司のところに通って監督を受け、薬物依存体質を改めて生活をしっかり守るべく、保護観察処分に付するのが相当である。

■【判決108】 強盗致傷、強盗、窃盗、逮捕監禁致傷、銃砲刀剣所持取締法違反、傷害等事件（男性・40歳）

被告人は、【判決96】【判決100】【判決101】【判決103】で裁かれた一連のバチンコ店での売上げ金の強奪等の容疑で起訴された「鹿児島事件」等に関わり、事件の主犯格とみなされていた人物である。

被告人が関わった事件は「小倉事件」「飯塚事件」「大分事件」「東京事件」「宇都宮事件」「横浜事件」「鹿児島事件」の7つの事件であった。そのうち「小倉事件」「鹿児島事件」を除く5つの事件への関与については、10月20日、鹿児島地裁でいずれも有罪の部分判決が言い渡された。

「飯塚事件」は、2013年5月5日、飯塚市のスーパー・イオンで2480円相当の包丁を万引きした窃盗事件。「大分事件」は大分県日田市のパチンコ店で、事務員から売り上げ金340万8000円が入ったバッグを奪い、全治2週間のけがを負わせた強盗事件。「東京事件」は、東京都内で仲間内のトラブルから、被害者に暴行を加え、車に閉じ込め、4週間のけがを負わせた逮捕監禁致傷事件、「宇都宮事件」は栃木県宇都宮市のパチンコ店で、事務員から売り上げ金2826万9000円が入ったバッグを奪った強盗事件、「横浜事件」は、神奈川県横浜市のパチンコ店で、事務員から売り上げ金2157万1000円が入ったバッグを奪った強盗事件である。

12月5日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性5人、女性1人。

本件で被告人は、「小倉事件」「鹿児島事件」に関して強盗致傷、及び、理由なく包丁を所持していた銃砲刀剣所持取締法違反の容疑で2014年8月7日に共犯者9人とともに起訴された。

被告人は起訴事実について「間違いない」と認めた。「小倉事件」は、5人グループで共謀して、2013年4月6日福岡県北九州市若松区のパチンコ店で、事務員にはさみをつきつけ全治14日のけがを負わせ、売り上げ金2044万7000円が入ったバッグを強奪した事件（2015年4月30日起訴）、「鹿児島事件」は9人のグループと共謀して、2014年5月10日鹿児島県出水市のパチンコ店で、事務員に包丁で切りつけ全治2か月のけがを負わせ、売り上げ金1358万円が入ったバッグを強奪した事件である。

検察官は、①事前に綿密に計画をたてた組織的・連続的な犯行であった、②犯行の結果は多額の金銭を奪った重大なものである、③けがを負わせた危険な犯行だった、④被告人は計画をたて、人を配置し、実行役もつとめた、と主張した。

これに対して、弁護人は、①事件は複数人間が役割分担したが、被告人は金品を奪い取る実行役を果たしたわけではなく、果たした役割はさほど大きくなく、報酬もさほど受け取っていない、②「小倉事件」では、奪った2044万円のうち、1089万円は被告人らを取りそこねたため、店に戻り、被害とはなっていない、③被害者に対して、被害弁償を行い、損害賠償については示談を成立

させている。④犯行を深く反省している、⑤更生について母親がしっかり監督する意志を示している、と主張した。

12月6日（火曜） 第2回公判

12月7日（水曜） 第3回公判

12月12日（月曜） 第4回公判（求刑）

被告人に対しては、他人のキャッシュカードを盗んで現金を引き出した窃盗事件で有罪（懲役刑ただし執行猶予）の確定判決（2014年1月10日）がでいたため、【判決100】の被告人と同様に、刑法45条（併合罪）規定に基づいて、被告人が関わった事件のうち、2014年1月10日以前の事件とそれ以後の事件に分けられ、「小倉事件」「飯塚事件」「大分事件」「東京事件」の4事件と、「宇都宮事件」「横浜事件」「鹿児島事件」の3事件がそれぞれグループ分けされ（裁判所は前者を「小倉グループ事件」、後者を「鹿児島グループ事件」と呼んだ。）、併合罪として審理された。検察官は「小倉グループ事件」について懲役10年、「鹿児島グループ事件」について懲役14年を求刑した。

これに対して、弁護人は「小倉グループ事件」について懲役6年、「鹿児島グループ事件」について懲役8年が相当と主張した。

12月15日（木曜） 判決

判決は、「小倉事件」「鹿児島事件」について被告人を有罪とし、量刑については「小倉グループ事件」について懲役8年、「鹿児島グループ事件」について懲役12年を被告人に対して言い渡した。

「鹿児島グループ事件」の行為責任について、9人で行った組織的かつ現場の下見、実行計画、逃走経路等を事前に作成した計画的犯行であり、行為の危険性は高く、被害額も大きい。被害者のけがも事件後回復が遅れ、全治2か月とは簡単に判断できない状態である。したがって、犯行には社会的に強い非難がなされて当然の事案である。被告人が知人からパチンコ店の情報を入手し、共犯者に説明するなどしたことは犯行に不可欠な前提条件であって、被告人は「鹿児島事件」では、新水俣駅で待機し犯行には直接関与していないが、犯行グループの全体を把握し、奪った金を集約し、分配額を決め、実際に分配するなど犯行に中心的な役割を果たしたことから、懲役10年程度が相当である。さらに「宇都宮事件」「横浜事件」への関与について、奪った金額の大きさ、包丁を用い

て犯行に及んだ行為は危険性が高く、被告人自身はこの2つの事件では実行役ではないが、もう一人の主犯格の人物（【判決96】の被告人＝懲役13年）と話し合い、奪った金の分配等を行ったなどとして懲役1～2年程度が相当である。したがって「鹿児島グループ事件」全体として懲役12年とした。

「小倉事件」についても、その犯行は計画的・組織的なもので、はさみを持参するなど犯行の危険性は高く、被害結果も事務員に全治14日のけがをさせるなど重大であり、奪ったバッグのチャックが開いて奪った金の一部が偶然落ちてしまい、被害金額は850万円程度だったとはいえ、それでも高額であり、またその偶然がなければ全額2044万円を入手していたはずである、被告人は、仲間を誘い、犯行グループの中で主導的な役割を果たしており、強い非難が向けられるべきである。被害額を補償し、示談が成立している事件（「大分事件」）があることをふまえても、「小倉グループ事件」全体として、懲役8年に該当する。

結論からすると、被告人には合計懲役20年の刑が言い渡された。報道によると⁽²⁾、被告人は判決を不服として、福岡高裁宮崎支部に控訴する方針を示した。

二 2016年の裁判員裁判の特徴

(1) 全体的な特徴

2016年に鹿児島地裁で開かれた裁判員裁判は11件であった。年の途中の11月に初めて開廷された2009年の3件は別にして、2010年は15件、2011年は19件、2012年は19件、2013年は11件、2014年は14件、2015年は16件だったことと比較して、この7年間では2013年とならんで最小の件数であり、やや少なめの一年だったといえることができる。

裁判員裁判制度が開始されてから累計で108件127人の被告人が鹿児島地裁で裁かれた。

2016年の11件について罪名別にみると、殺人1件、殺人未遂1件、強盗殺人未遂1件、強盗致傷4件、強姦致傷3件、強制わいせつ致傷1件（併合罪では一番罪の重い罪名を数えた）。

(2) 否認事件

裁判員裁判を検証し続ける目的の一つが、冤罪事件が起きていないかを監視することにあるので、本年についてもまず否認事件に注目した。

2016年の裁判員裁判11件のうち、被告人が起訴事実を全面否認して、無実を争った事件はなかったが、起訴事実の一部を否認、あるいは適用する刑罰法令が異なっていると主張した事案が7件あった。

【判決102】は、強姦致傷罪の起訴事実を一部否認し、強姦の意図はなかったとして傷害罪にとどまると弁護人が主張した事件であった。判決は、被告人が被害者に乱暴しようとする暴行に着手したさいに強姦しようとする意図があったことに間違いないとまではいえないとして、弁護人の主張どおり、傷害罪の適用のみを認めた。2016年の裁判員裁判で唯一とつ検察の起訴事実が否定された事案となった。被告人が広汎性発達障害をもっていたことから、強姦の意図が明確にはならなかったのではないかと印象をうけた。

それ以外の6件は、起訴事実の一部を否認し、適用する刑罰法令が異なっていると弁護人が主張したものの、裁判所はいずれもその主張を認めなかった。

【判決100】【判決101】では、一連のパチンコ店強盗事件の共犯者が、実行犯ではなく、犯行に協力した幫助罪にとどまるとして争った。

【判決104】では、金を借りる目的で被害者を訪ねたのであって、殺害や強盗の意思はなかったとして犯罪の計画性を否定し、起訴事実を一部否認して争った。

【判決105】では、強姦致傷罪の犯行のうち、1つの犯行について事実を一部否認し、強姦の意図はなかったとして強制わいせつ罪にとどまるとして争った。

【判決106】は、いわゆる「介護殺人」事件であった。起訴まで7年ほど放置されたことから、弁護人は免訴を主張した。後述するように、判決は免訴の主張を退けた。ただし、量刑については情状酌量して、懲役刑に執行猶予をつけた。

【判決107】は、親子心中未遂事件。弁護人は、殺人未遂ではなく、自殺幫助未遂にとどまるとして起訴事実を争ったが、判決は殺人未遂罪を適用した。ただし、情状酌量して、懲役刑に執行猶予をつけた。

(3) 量刑

2016年の裁判員裁判11件のうち、3件が執行猶予付き判決であった。残り8件、【判決101】は2人の被告人だったので、9人の有罪判決の量刑について、判決が言い渡した懲役期間と求刑の懲役期間とを比較してみると、81.8%となる。昨年2015年は82.0%だったので、ほぼ同じ水準といえる。ちなみに2012年は71.8%、2013年は69.0%、2014年は78.4%である。本年は、検察官の「求刑どおり」（2015年は100%が3件あった。）という判決がなかった反面、パチンコ店強盗事件での判決が4件あり、いずれも重い刑罰が科されたこと等が影響している。

(4) 裁判の期間

2016年の裁判員裁判11件について、開廷から判決までの期間、つまり市民である裁判員が裁判所に呼び出されて、判決が終わって「解放」されるまでの日数は、最長が19日、最短が3日であった。長くなった事案は、いずれも鹿児島県出水市ほかのパチンコ店売り上げ金強奪に関する事件（【判決100】、【判決101】、【判決103】、【判決108】）である。犯行が複数の事件（一番多い被告人の場合は7件）に関わっていたことから審理が比較的長期になった。

【判決107】は、15日間の審理日数となった。しかし結審日は11月30日、判決日は12月9日と、この間に8日間も要した。裁判所の詳しい事情はわからないが、12月5日には【判決108】が新しく開廷されており、おそらく審理は実質的に9日程度で終わったのではないかと推測される。

全国的な統計『最高裁判所事務総局・裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成28年10月末速報）』（以下、『実施状況について』と呼ぶ。）⁽³⁾によると、平成28年（10月末まで）の「平均実審理期間」（第1回公判から終局までの期間）は、9.1日（自白事件は6.4日、否認事件は11.9日）である。鹿児島地裁の11件の審理期間の平均は、10.8日となっている。

(5) 裁判員の選任・辞退・欠席

2016年の鹿児島地裁での裁判員の選任・辞退・欠席等に関するデータは入手できなかった。2015年は、これらのデータについての新聞記事⁽⁴⁾が載ったが、

記者に尋ねたところ、今年はまだ地裁からは発表されていないとのことであった。裁判員裁判が始まった当初は裁判員の選任・辞退・欠席等に関するデータが逐一公表・報道されていた。裁判員制度の検討のために必要なデータであり裁判所はぜひ公表してほしい。

全国的なデータをまとめた『実施状況について』によると、平成28年1月～10月末の期間、裁判員候補者名簿者数は22万9200人、その名簿から選出された裁判員候補者数は10万2536人、調査票・質問票により辞退が認められた裁判員候補者を除いた「選出手続期日に出席を求められた裁判員候補者数」は3万8043人、そのうち出席した裁判員候補者は2万4899人、出席率は65.4%である。したがって、欠席率は34.6%となる。2015年の欠席率は31.5%であったから、さらに「無断欠席」者が増えたことになる。しかも、2009年16.1%、2010年19.4%、2011年21.7%、2012年24.0%、2013年26.0%、2014年28.5%と年々欠席率が高まってきている。

おそらく鹿児島地裁でも全国傾向と同じ傾向にあるのではないかと推察される。

(6) その他

(i) 公判前整理手続の長期化

裁判員裁判になって法廷の実審理期間は短くなったが、公判前整理手続が長期化する傾向が指摘されるようになった。

【判決100】【判決101】【判決103】【判決108】(2015年の【判決96】)はいずれもパチンコ店売上金強奪犯行グループに対する裁判員裁判であったが、犯行グループ9人が起訴されたのは、2014年8月7日。正式に公判前整理手続が開始された期日はわからなかったが、判決まで2年前後が経過していて、公判前整理手続が相当長期間にわたって行われたことがうかがえる。この事案が複数の犯行が入り交じった事件であったという特殊性を考慮しても、長期にすぎるといえる。ちなみに【判決108】の被告人は合計20年の懲役刑をうけたが、未決勾留期間として刑の執行に算入された日数はなんと790日、2年2か月分に当たる。

『実施状況について』の「公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）」を見ると、平均で2016年（10月末）は、9.9月となる。

り、2015年の9.2月、2014年の8.7月と増加傾向を示し、これまでの最大値であった2012年の9.3月を上回っていることがわかる。

おそらく鹿児島地裁でも全国傾向と同じ傾向にある。

寺田逸郎最高裁長官は、6月23日「長官・所長会同」で、裁判員裁判制度全体は「安定的に運営されている」とする一方、公判前整理手続きの長期化などを改善課題に挙げている。

（ii）区分審理ほか

【判決108】は、犯行事件が7つにまで及んだので、区分審理方式が採用された。いずれも有罪の判決がなされ、裁判員裁判では最終的に「小倉事件」「鹿児島事件」について有罪・無罪を判断し（有罪）、量刑が言い渡された。

なお【判決100】【判決108】では、被告人による別の窃盗事件に対する確定判決（懲役の執行猶予）があったことから、刑法45条に基づき、被告人が犯行に関わった事件が判決確定日の前後で2つに分けられ、それぞれ量刑が言い渡された。

（iii）免訴

【判決107】では、警察官のミスで起訴が7年間放置されたことから免訴にすべきかどうかという論点が提起された。この論点は、憲法37条にいう「迅速な裁判を受ける権利」に関係する。

判決は、「犯行にいたる経過」「罪となる事実」につづけて「免訴の争点について」検討している。

この部分を判決要旨から引用する。

「(免訴の争点について)

1 捜査の遅延による免訴の基準について

捜査の著しい遅延の結果、公訴の提起段階ですでに、迅速な裁判の保障（憲法37条1項）に著しく反するといえる異常な事態に至っている場合には、公訴提起自体が憲法に反し無効となること（免訴判決）もありうる。そして、異常な事態に至っているかどうかは、単に遅延の期間のみならず、遅延の原因や理由を勘案し、その遅延がやむを得ないものかどうか、これによって迅速な裁判

の保障条項の守ろうとしている被告人の諸利益，すなわち防御権行使上の利益や社会的利益がどの程度害されているかなど諸般の事情を総合的に判断して決すべきである。

2 本件へのあてはめ

(1) 捜査の遅延の原因

鹿児島県警察鹿児島中央警察署は，犯行の当日には被告人の自供をきっかけに本件事件を覚知し，被害者の司法解剖等の必要な初動捜査を実施したが，被告人が直後に自殺を図って入院手術し，そのまま精神病院に措置入院したため，被告人の回復を待って捜査を再開することとした。ところが，捜査主任官が事件を失念し，後任者に事件の引継ぎをしないまま異動したため，平成21年6月に被告人が退院した後，平成27年7月に発覚するまで，捜査を中断したまま，放置されていた。この約6年余りの捜査の遅延は，捜査主任官の過失を発端としているが，個人のミスが組織のミスに直結してしまうような警察署内の当時の事件管理体制に問題の本質があった。本件の捜査の遅延は，捜査機関側の重大な過失によるものであり，事件の発生から公訴提起まで7年4か月余りという長い期間を要したことに合理的な理由は認められない。

(2) 被告人の不利益について

姉には，犯行時の被告人や被害者の生活状況等について，記憶の減退はなかった。被告人には，記憶の減退が認められたが，被害者の首を絞めたこと，途中で絞めるのを止めたことやその理由等，核心部分については十分供述している。犯行動機や犯行当時の被告人の精神状態等については，捜査再開後でも，カルテ等に基づき，病院関係者からの事情聴取や被告人の精神鑑定を実施し，明らかにすることができた。

本件では，捜査の遅延により，重要な客観証拠の滅失や，重要証人の死亡，記憶滅失等といった被告人の防御権行使に関する具体的な障害は生じていない。これには，必要な初動捜査が実施されていたことに加えて，被告人が犯人であることが当初から判明し，被告人が事実を認めて争わず，被告人の家族が主な事件関係者であり，カルテ等の客観的な資料も残っていたというこの事件固有の事情によるところも大きい。

被告人は，被害者が亡くなった原因が自身の行為によるものであることを知

らされることがないまま、精神病院を退院後は社会内で普通の生活をしてきた。捜査遅延の間、被告人に殺人事件の被疑者であることの自覚はなく、身柄拘束を受けることもなかった。事件は社会に周知されてはいなかった。捜査の遅延により、被疑者の立場におかれることによる精神的不安、就職その他社会経済生活上における支障、身柄拘束等の不利益は生じていない。他方、捜査の遅延がなければ、その分、早期に裁判を受け、更生する機会を早期に得ることができた点で、不利益は生じている。

(3) 結論

捜査が遅延したことについて合理的な理由はなく、これ自体がやむを得ないものとして許容されるものではないが、他方で、捜査の遅延により被告人に防御上の障害が特段生じていないこと、被告人の不利益の内容・程度に鑑みると、被告人の諸利益が著しく害されたとはいえない。（なお、このような判断に至ったのは、前述したように、この事件固有の事情により、被告人に防御上の障害が生じておらず、被疑者としての社会的不利益も大きくなかったことによるものであり、長期間の捜査遅延を一般的に許容する趣旨ではないことに留意すべきである。）

弁護人の免訴の主張は採用できない。」

鹿児島地裁の裁判員裁判で免訴の適否が争点になった初めての事案であった。「免訴の争点」については、裁判官が判断し、裁判員には意見を聴くとの説明が裁判長から法廷でなされた。裁判員法第6条第2項には、「訴訟手続に関する判断（少年法第55条の決定を除く）」は「構成裁判官の判断による。」とあり、第66条第3項に「裁判長は、必要と認めるときは、第1項の評議において、裁判員に対し、構成裁判員の合議による法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示さなければならない。」となっている。おそらく評議でこの論点についての説明がなされたのだろう。

憲法判例上では、15年余にわたって公判期日がまったく開かれなかった事案で免訴を言い渡した有名な「高田事件」最高裁判決⁽⁵⁾がある。ただ最高裁は免訴判決については極めて消極的で、第一審・控訴審を通じて25年の年月を費やした「峯山事件」では、公判中に被告人が病気になったこと、弁護人が証人

に対して反対尋問権を行使したこと、被告人側から訴訟の促進について格別の申し出もなかったこと等の事情を理由に、審理を打ち切るべきではないと判断している⁽⁶⁾。

憲法第37条にかかわる重要な論点だったので注目したが、公判の経過を見た限りでは弁護人はこの論点をとくに重視する訴訟方針をとっているようには見えなかった。あくまで免訴を主張するのであれば、最高裁判例のこの事件への適用等が主張されるはずなのだが、そのような主張はみられず、弁護人の主張の重点は、情状酌量による減刑にあったようにみえた。

判決の「免訴の基準」の「本件へのあてはめ」では、捜査の遅延の原因がもっぱら捜査機関側にあったこと、被告人には「捜査の遅延がなければ、その分、早期に裁判を受け、更生する機会を早期に得ることができた点で、不利益は生じている」ことを認めているが、結論的には、「捜査の遅延により被告人に防衛上の障害が特段生じていないこと、被告人の不利益の内容・程度に鑑みると、被告人の諸利益が著しく害されたとはいえない」ことを理由に免訴の基準に該当しないとした。

しかし、7年間の捜査遅延の間、判決のいうように、「被告人は殺人事件の被疑者であることの自覚はなく、身柄拘束を受けることもなかった」が、7年後に突如、取り調べをうけ、起訴された。この一連の経過は、本人の心理状態からして相当の不安を与え、不利益の内容・程度が重大なものだったといえなくもないように思われ、「あてはめ」の内容でもう少し立ち入った検討がなされてもよかったのではないか。

(iv) 少年事件

2016年には、裁判員裁判に付された少年事件はなかった。

(v) 裁判員への「声かけ」事件

2016年の裁判員裁判で、メディア等で一番話題になったのは、裁判員に対する暴力団関係者の「声かけ」だった。福岡地裁小倉支部の裁判員裁判で、殺人未遂罪に問われた特定危険指定暴力団「工藤会」（北九州市）系組幹部の知人とみられる2人が、初公判の後、裁判所近くの路上で裁判員に言葉をかけて

いたことがわかり、福岡地裁小倉支部は2016年5月16日に指定していた判決期日を取り消した。

この事件では、弁護側は7月11日、裁判員裁判から除外することに同意する意見書を福岡地裁小倉支部に提出し、裁判官のみの公判で被告人に判決を言い渡した。

その後、女性裁判員2人に「声かけ」をした容疑で元暴力団組員と会社員2人が6月18日逮捕され、裁判員法違反（威迫・請託）の容疑で起訴された。11月15日、福岡地裁小倉支部での求刑公判で検察官はそれぞれ懲役1年を求刑した。2017年1月6日の判決は、「あんたら裁判員やろ」「顔は覚えとるけんね。同級生だからよろしくね」などと言った会社員に対しては威迫・請託を認めて懲役1年執行猶予3年を、「いろいろ言っても変わらんもんね」などと声をかけた元組員に対しては威迫罪のみを認めて懲役9か月執行猶予3年を言い渡した。判決は「不安を感じた裁判員による辞任の申し出が相次ぎ、裁判員制度の根幹を揺るがしかねない結果を引き起こし」、声かけ行為により裁判員2人が被告人質問の際に補充質問できなくなったという事実をあげて「裁判員の（不安な）心理状態は、両被告人の威迫によって十分生じた、と述べている⁽⁷⁾。

こうした「事件」をうけて、最高裁は6月23日「長官・所長会同」を開き、寺田逸郎最高裁長官は、冒頭の訓示で、この事件に触れ、「国民が負担を感じずに参加できるよう、万全を期したい」と述べた。裁判員裁判を実施している全国60の地裁・地裁支部のうち、鹿児島地裁など57裁判所が、新たな安全対策を始めたり、具体的に検討したりしていると報道された⁽⁸⁾。私が確認したかぎりでは、鹿児島地裁でも「裁判員への接触を禁ずる文書」が庁舎内に掲示された。「接触禁止を傍聴人に口頭で告知」する、トイレや駐車場を一般来庁者と区別する、評議室や控室の前に「立ち入り禁止」の看板を立てたりする等の工夫が各地の裁判所でされているらしい。

（vi）裁判員裁判対象事件の取り調べの「可視化」

2016年5月24日、刑事司法改革のための刑事訴訟法改正が可決、成立し、全国の警察は12月1日から、裁判員裁判の対象事件について被疑者取り調べの録音・録画（いわゆる「可視化」）を原則的に試行し始めた。全面的な施行は

2019年3月ごろがめどとされている。警察庁の指針に基づき、例外を除いて全過程を「可視化」するとの方向である。例外については当面、「可視化」で取り調べの機能が阻害されると判断した場合としている。

そうすると、来年度の裁判員裁判では、被疑者取り調べの録音・録画が証拠として提出され、有罪・無罪を争う有力な証拠としてでてくる可能性もあるかもしれない。

「可視化」による取り調べ映像をめぐるのは、栃木県今市市（合併後は日光市）の女児殺害事件の裁判員裁判で、取り調べ映像が7時間以上、法廷で上映された。この「今市事件」に関して、宇都宮地裁は映像などを基に、捜査段階での被告人の自白は信用できるとして2016年4月8日有罪判決（無期懲役）を言い渡した。有罪判決に対して、起訴事実を否認し無罪を主張している被告人は控訴した。

報道⁽⁹⁾によると、2016年11月中旬に最高裁判所司法研修所で開催された裁判員裁判に関する研究会では、「調書の信用性を判断するために、容疑者や取調官の表情や発言の様子を見ることがどれほど必要か、よく考える必要がある」との指摘があったとされる。検察官が自白調書の信用性を立証するために捜査段階の録音・録画を証拠請求する事例が増えている現状について、裁判官側からの懸念ということもでき、今後の展開に注目する必要がある。

注

- (1) 2009年～2011年の鹿児島地裁での裁判員裁判については「鹿児島大学法学論集」46巻2号133～171頁、2012年については同47巻2号271～301頁、2013年・2014年については同49巻2号317～349頁、2015年については同50巻2号149～171頁、に掲載した。
- (2) 南日本新聞（2016年12月16日）
- (3) 『最高裁判所事務総局・裁判員裁判の実施状況について』は、最高裁判所の作成した裁判員制度のサイトに掲載されている。
http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h28_10_saibaninsokuhou.pdf
- (4) 南日本新聞（2015年9月23日）
- (5) 最高裁大法廷判決1980（昭和47）年12月20日刑集26巻10号631頁

- (6) 最高裁第一小法廷判決1980（昭和55）年2月7日刑集34巻2号15頁
- (7) 南日本新聞（2016年9月4日）
- (8) 朝日新聞（2017年1月7日）
- (9) しんぶん赤旗（2016年11月27日）

2016年1月～12月 鹿児島地裁での裁判員裁判一覧

判決	開廷日	判決日	期間 (日)	犯罪	被告人	認否	求刑 (年)	判決 (年)	%
98	1月26日	1月28日	3	強制わいせつ致傷			7	5	71.4
99	2月8日	2月16日	9	強姦致傷			8	6	75.0
100	2月24日	3月10日	16	強盗致傷、逮捕監禁致傷、強盗、窃盗		否	10	8.5	85.0
101	3月11日	3月29日	19	強盗致傷	A	否	8	7	87.5
					B	否	8	6	75.0
102	5月18日	5月26日	9	強姦致傷及び住居侵入		否	5	執行猶予4	
103	7月21日	8月1日	12	強盗致傷、逮捕監禁致傷、強盗、窃盗			12	9	75.0
104	10月12日	10月19日	8	住居侵入、強盗殺人未遂		否	18	16	88.9
105	10月24日	11月1日	9	強姦致傷、強姦未遂		否	20	19	95.0
106	11月7日	11月14日	8	殺人		否	4	執行猶予4	
107	11月25日	12月9日	15	殺人未遂		否	4	執行猶予4	
108	12月5日	12月15日	11	強盗致傷、強盗、窃盗、逮捕監禁致傷、銃砲刀剣所持取り締法違反、傷害			24	20	83.3

- 註（1）否は起訴事実についての一部否認も含む。
- （2）公判期間は、開廷日から判決日までの日数（休日・祝日も含む。）
- （3）判決の量刑で、例えば懲役3年6月は、3.5年と表した。
- （4）【判決100】【判決108】の量刑は2つの「事件グループ」ごとの刑を合計した。